

## 平成25年第3回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成25年6月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2号 平成25年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 3号 平成24年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 承認第 6号 専決処分の承認について  
「平成25年度羽幌町一般会計補正予算」（第3号）
- 第 6 承認第 7号 専決処分の承認について  
「平成25年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）
- 第 7 議案第36号 羽幌町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第37号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第38号 港湾区域内公有水面埋立について
- 第10 議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第12 議案第41号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）
- 第13 議案第42号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第43号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 発議第 4号 議員の派遣について
- 第16 発議第 5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第17 発委第 1号 羽幌町の地域医療を守る条例

### ○追加日程

- 第 1 議案第44号 職員の給与の臨時特例に関する条例
- 第 2 議案第45号 物品購入契約の締結について  
「除雪用ドーザの購入について」
- 第 3 議案第46号 物品購入契約の締結について  
「圧雪車の購入について」

### ○出席議員（11名）

1番 森	淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君		4番 寺 沢 孝 毅 君

5番 船本 秀雄 君	6番 磯野 直 君
7番 平山 美知子 君	8番 橋本 修司 君
9番 駒井 久晃 君	10番 熊谷 俊幸 君
11番 室田 憲作 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟橋 泰博 君
副 町 長	石川 宏 君
教 育 長	山口 芳徳 君
教育委員会委員長	大橋 鉄夫 君
監 査 委 員	長谷川 一志 君
農業委員会会長	高見 忠芳 君
会 計 管 理 者	今野 睦子 君
総 務 課 長	井上 顕 君
総務課長補佐	酒井 峰高 君
総務課総務係長	伊藤 雅紀 君
総務課職員係長	棟方 富輝 君
総務課企画室 政策推進係長	熊谷 裕治 君
総務課企画室 政策推進係主査	富 樫 潤 君
財 務 課 長	三浦 義之 君
財 務 課 主 幹	豊島 明彦 君
財務課財政係長	葛西 健二 君
町 民 課 長	水上 常男 君
町 民 課 主 幹	飯作 昌巳 君
町民課住宅係長	越谷 弘和 君
福 祉 課 長	鈴木 典生 君
福祉課長補佐	更科 滋子 君
福 祉 課 国保医療年金係長	藤井 延佳 君
建設水道課長	安宅 正夫 君
建設水道課主幹	吉田 吉信 君
建設水道課主幹	石川 隆一 君
建設水道課主幹	三上 敏文 君

建設水道課長	笹 浪 満 君
土木係主査	山 川 恵 生 君
建設水道課長	江 良 貢 君
産業課長	鈴 木 繁 君
産業課長補佐	佐々木 慎 也 君
産業課農政係長	谷 中 隆 君
産業課長	渡 辺 博 樹 君
水産林務係長	今 村 裕 之 君
天売支所長	熊 木 良 美 君
焼尻支所長	湊 正 子 君
学校管理課長	杉 沢 敏 隆 君
学校管理課長補佐	永 原 裕 己 君
兼学校給食所長	大 西 将 樹 君
センター所長	春日井 征 輝 君
社会教育課長	井 上 顕 君
兼公民館長	
社会教育課長補佐	
社会教育係長	
社会教育係長	
農業委員会	
事務局局長	
選挙管理委員会	
事務局局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤 岡 典 行 君
総務係長	金 丸 貴 典 君
書記	逢 坂 信 吾 君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

4番 寺 沢 孝 毅 君                      5番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第2号 平成25年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川一志君。

○代表監査委員（長谷川一志君） ただいま議題となりました平成25年度定期監査報告（第1次）について。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施したので同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月29日、30日、2日間の日程で天売、焼尻両支所及び各学校の7機関を駒井監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施したところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、それぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容については、次のとおり報告をいたします。2ページをお開き願

ます。天売支所、焼尻支所における1、公金取り扱い状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、出納員名義の北るもい漁業協同組合普通貯金より羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。また、生活保護費も両支所とも速やかに支給されている状況にあります。

(1)、天売支所のア、出納員取り扱い差し引き保管額は5月29日現在50万945円となっております。保管状況の内訳は、表の下段に記載のとおりであります。イの支所長取り扱いの北海道からの委任事務であります生活保護費の保管額はございません。

3ページをお開き願います。(2)、焼尻支所のア、出納員取り扱いの差し引き保管額は3万6,295円で、保管状況は漁協貯金であります。イの支所長取り扱いの生活保護費につきましては、保管額はございません。

2、重度障がい肢体不自由者等交通費助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度1級、2級に該当する方に年間24枚、それ以外の方にはそれぞれ12枚ハイヤー乗車券を交付されているものであります。両支所の交付状況は合計13人です。内訳はごらんとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。3の天売、焼尻研修センターの利用者数、平成24年度の実績についてであります。両島研修センターの計は利用件数223件、利用延べ人員5,035人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などです。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上の身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。平成24年度の区分ごとの実績は表に記載のとおりであります。

次に、5、住民基本台帳登録状況であります。4月30日現在、天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、いずれも減少しておりますが、合計では12世帯、人口で32人、いずれも減少しております。

次に、5ページをお開き願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況をあらわしたものでございますが、区分ごとの内容につきましてはごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。なお、来春の小学校入学児童数は現在のところ焼尻小学校の予定はありませんが、天売小学校で2名の予定となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

### ◎報告第3号

○議長(室田憲作君) 日程第4、報告第3号 平成24年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました報告第3号 平成24年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成24年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、同法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告します。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、平成24年度羽幌町一般会計で繰り越しを行った町有施設解体事業ほか4件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開きください。繰越明許費繰越計算書でございます。各事業につきましては、本年3月の定例会で議決をいただいている事業でございますが、8款土木費、6項住宅費において公営住宅建設事業3,370万7,000円の財源内訳について、国の補助金1,425万6,000円の内示は受けておりますが、補助指令を受けていないことから形式上これを一般財源として繰り越すもので、一般財源の当初予定額205万1,000円を1,630万7,000円として繰り越すものでございます。なお、国の補助金につきましては補助指令後、収納予定となっておりますので、ご理解願います。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから報告第3号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで報告第3号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号～承認第7号

○議長（室田憲作君） 日程第5、承認第6号 専決処分の承認について「平成25年度羽幌町一般会計補正予算」（第3号）、日程第6、承認第7号 専決処分の承認について「平成25年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）、以上2件を一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）でございます。補正内容は、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るために国において新たに創設された離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減による産業育成や雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等を図るための事業を実施するもので、国への補助申請について早急な対応が求められることから、専決処分により補正をしたものでございます。

次のページをお開き願います。平成25年5月22日付による専決処分書で、離島活性化事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,992,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,630万7,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。2款総務費、企画費において特別旅費86万7,000円の補正は、札幌市での離島の広告宣伝や道外の先進地視察調査及び島外住民との交流事業の旅費で5名分を見ております。消耗品5万円は、先進地視察調査時における消耗品でございます。広告料30万円は、離島の広告宣伝で新聞等への広告料でございます。映像制作委託料20万円は、PR用DVD等の制作費でございます。離島活性化事業補助金557万5,000円で、そのうち453万円は離島から本土への魚介類や綿羊の海上輸送費について支援を行うもので、事業者の負担軽減及び離島産業の活性化を図ろうとするものでございます。補助内容は、事業者や北るもい漁業協同組合等で構成する羽幌町離島産業活性化推進協議会に対し、輸送対象経費の3分の2以内について国と町が同額補助するものでございます。残りの104万5,000円は離島交流活性

化補助金で、離島での体育交流や婚活等の交流活性化事業でございます。

歳入につきましては、国庫補助金346万8,000円と繰越金352万4,000円を充てております。

次に、承認第7号についてご説明をいたします。承認第7号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）でございます。補正内容は、国の補助事業である緊急雇用創出推進事業を活用し、焼尻めん羊牧場の労働力の確保を図り、出荷頭数の増加、販売促進、営農ノウハウの継承を行うための補正で、6月中の事業開始が要件として定められており、求人募集から事業開始まで早急な対応が求められることから、専決処分により補正をしたものでございます。

次のページをお開き願います。平成25年5月28日付による専決処分書で、緊急雇用創出推進事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ954万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,584万7,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。6款農林水産業費、畜産業費において焼尻めん羊牧場後継者育成等強化業務委託料954万円の補正は、焼尻めん羊牧場で雇用する2名分の人件費等517万5,000円と既存の雇用者の指導料としての人件費288万円、展示会出展費用や販売促進活動経費として29万円、これに伴う旅費74万1,000円で、指定管理者との委託契約となります。

歳入につきましては、全額道補助金を充てております。

以上で専決処分によります補正内容の説明を終わらせていただきますが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第6号について質疑を行います。

1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 今最後に説明があった一般会計7ページの焼尻めん羊牧場後継者育成等強化業務委託料954万について質問いたします。

たまたまなのですけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○1番（森 淳君） 何ですか。

○議長（室田憲作君） 少々お待ちください。何かありますか。

（何事か呼ぶ者あり）



○議長（室田憲作君） 失礼しました。6です。

○1番（森 淳君） 聞いていませんでした。済みません。

○議長（室田憲作君） 第6号についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで承認第6号の質疑を終わります。

次に、承認第7号について質疑を行います。

1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 先ほど言いましたので、7ページの焼尻めん羊の件で質問いたします。

現在ハローワーク等のホームページに月額25万円で牧場作業員の募集があります。それとこの委託料とは、直接この委託料を使用してということと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 先日の総務産業常任委員会等でこの説明があったのをオブザーバーとして聞いていたのですが、原則来年の3月までというようなことがあったと思うのです。まだ現在決まっていなくて、月額25万円の給料掛ける2人募集していましたので、2人ということであれば、先ほどの出張旅費等もあるのですが、少し数字がちょっとわかりづらいなということがありますので、改めて内訳のほうをお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この推進事業における人件費につきましては、2人分プラス指導料ということで、現行の従業員の方々の指導料を合わせて805万4,600円の予算となっております。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 別に異議あるということではないのですが、基本的に現行の方にそういった類いの収入があるというような話は常任委員会等ではなかったかと思えます。仮に2人で50万ですよね、月額。今募集していて決まっていないということだと思えますが、これが来年3月で未執行等になる可能性もゼロではないと思うのですが、その場合の対処はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この事業につきましては実績精算払いという形になりますので、実績額、例えば雇用期間に応じて月額25万の賃金ということになりますから、期間が短くなれば当然その分の支払い額が減って総事業費も減る、その分補助金も減るという状況になります。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 3月までというのは、このいわゆる緊急雇用推進事業補助金の性格として決まっているのでしょうか。例えばおくれて9月からとか、8月からとかということで余すということであれば、最初から消化するために4月、5月まで雇用を延期してやるというようなことはできる仕組みにはなっていないのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この事業につきましては、国の補正予算でついている事業でございまして、来年3月までが事業期間というふうに定められております。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで承認第7号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第36号

○議長（室田憲作君） 日程第7、議案第36号 羽幌町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第36号 羽幌町財政調整基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

提案理由であります。各会計年度において生じた決算剰余金の処分について、翌年度に繰り越しをせずに財政調整基金に編入することを可能とし、財政規律の一層の確保を図るため改正しようとするものでございます。

地方自治法第233条の2において、歳計剰余金の処分について2通りの方法が明記されており、1つは翌年度に繰り越して基金に編入するという現在の条例内容であります。

もう一つは、翌年度に繰り越しをしないで基金に編入するという方法であります。今回の改正は、この自治法の規定に即した内容で改正しようとするものでございます。

羽幌町財政調整基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町財政調整基金条例（昭和39年羽幌町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 決算の剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第36号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第37号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第37号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） ただいま上程されました議案第37号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

提案理由であります。福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

羽幌町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第37号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第38号

○議長（室田憲作君） 日程第9、議案第38号 港湾区域内公有水面埋立についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました議案第38号 港湾区域内公有水面埋立につきまして提案理由と内容をご説明申し上げます。

羽幌港公有水面埋め立て承認の出願に係る意見について、異議のない旨港湾管理者の長に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

1、埋め立て出願者の住所及び氏名、住所、留萌市寿町1丁目68番地、氏名、留萌開発建設部部长、許士裕恭。

2、埋め立ての位置及び面積、（1）、位置、苫前郡羽幌町港町1丁目33番及び2丁目28番地先公有水面。（2）、面積、938.5平方メートル。

3、埋め立てに関する工事の施工区域、（1）、位置、苫前郡羽幌町港町1丁目33番及び2丁目28番地先公有水面。（2）、面積、3万6,516.62平方メートル。

4、埋立地の用途、埠頭用地。

5、出願年月日、平成25年4月15日。

6、埋め立てに要する工事の施行に要する期間、4年6カ月。

提案理由でございますが、次のページに国の直轄事業で進めております羽幌公有水面埋め立て申請図面を添付してございますので、次のページをお開き願います。ちょっと見づらいたが、図面緑の枠線で囲む羽幌港整備施行区域内は荷役の効率化や安全性の向上を

図るため、岸壁や物揚げ場の改良、波除防波堤及び船揚げ場の整備を4年6カ月間で進めます。今回水深5メートルの旧フェリー岸壁176メートルと連続する水深3.5メートル物揚げ場、134メートルの赤枠線部分に埋め立てが生ずるものでございます。

公有水面埋立法第3条は、埋め立ての出願がされた場合に地元市町村長の意見を港湾管理者が求めることになっております。同条の第4項では、地元市町村長が意見を述べる場合には議会の議決を要することになっておりますので、今回のご提案を申し上げるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号～議案第40号

○議長（室田憲作君） 日程第10、議案第39号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、日程第11、議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第39号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についての提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合であります。今般当該組合を組織する構成団体の加入に伴い組合格約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求め

られましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、北空知圏学校給食組合からの加入申請に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約にあります別表第1及び別表第2の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

それでは、続きまして上程されました議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についての提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成25年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合であります。今般当該組合を組織する構成団体の加入に伴い組合同規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、ただいまの議案第39号と同様に北空知圏学校給食組合からの加入申請に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約にあります別表第1の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第39号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号～議案第43号

○議長(室田憲作君) 日程第12、議案第41号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)、日程第13、議案第42号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第14、議案第43号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長(舟橋泰博君) ただいま提案となりました平成25年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,538万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,122万9,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出で、2款総務費において、1点目は手数料1,452万4,000円の補正で庁舎廃棄物処理事業の補正でございます。PCB廃棄物については、特別措置法の処分期限である平成28年までに年次計画で処分予定でしたが、受け入れ先となる室蘭のJESCO北海道事務所から受け入れ計画は平成26年度までとの通知があり、本年度を含め2カ年で処分しようとするものでございます。全体の処分量はドラム缶5本分で、処分総額は3,677万9,000円のうち本年度3本分

1, 961万円、次年度2本分1, 716万9, 000円を予定しております。財源は一般財源で、繰越金を充てております。

次に、2点目、町有施設解体業務委託料1, 700万円の補正は旧フェリーターミナルの解体事業で、今後の利用予定がなく、老朽化が進み、危険な状態であることから、安全及び景観の保全を図るために解体するもので、解体費用の実施設設計が整ったことから実施するものでございます。財源は、全額過疎対策事業債を充てております。

次に、3点目、企画費において1, 087万1, 000円の補正は地域おこし協力隊の補正で、人口減少や高齢化が進む町内において都市住民を地域おこし協力隊員として積極的に誘致し、交流人口の拡大や移住、定住者をふやし、地域力の維持、強化を促し、地域の活性化を図るものでございます。隊員は、羽幌地区、天売地区、焼尻地区に各1人を配置し、観光事業や特産品の商品化など羽幌の魅力を発掘するとともに、町外へ観光などの発信力を強化するものでございます。経費は、隊員の報酬や旅費、住宅修繕料等を見込んでおり、財源は一般財源で計上しておりますが、特別交付税において措置されることとなっております。

次に、6款農林水産業費において漁船上架施設補修事業補助金800万円の補正は、漁船の上げおろしを行う上架施設のうち老朽化したレールの土台部分を補修するもので、事業費1, 268万円のうち北海道の地域づくり総合交付金600万円と町の200万円を北るもい漁業協同組合に補助するものでございます。

今回補正をいたします6, 538万2, 000円の財源でございますが、それぞれの事業に対し歳入予算に計上している特定財源のほか、不足いたします4, 026万2, 000円につきましては繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わります。次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ228万9, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9, 028万9, 000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。1款総務費において国保オンラインシステム改修委託料228万9, 000円の補正は、国民健康保険税の制度改正で後期高齢者制度に移行する場合の国民健康保険税の軽減判定についての特例措置を恒久化するなどのシステム改修費用であります。財源は一般会計繰入金を充てております。

次に、港湾上屋事業特別会計の補正につきまして説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ890万4, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2, 210万4, 000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。1款港湾施設費において港湾施設整備工事請負費890万4, 000円の補正は、北るもい漁業協同組合に隣接している町有地の整備で、地域物産販売店きたる周辺の防じん対策等として約748平方メートルの舗装改良工事を実施するものでございます。財源は一般会計繰入金を充てております。



以上、今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長より内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から一般会計について内容をご説明いたします。

一般会計11ページをお開き願います。歳出でございますが、先ほど町長から地域おこし協力隊の説明がありましたが、その経費についてご説明いたします。2款総務費、一般管理費において職員健康診断委託料2万4,000円の補正は、協力隊員の健康診断委託料でございます。

12ページをお開き願います。同じく企画費において地域おこし協力隊員報酬399万円の補正は、市街地区の隊員で月額17万円1名、離島地区の隊員で月額20万円2名分の報酬で、いずれも9月から7カ月分の報酬でございます。特別旅費194万3,000円の補正は、面接や打ち合わせ等に係る旅費や市街地区と離島間、札幌等への隊員の旅費でございます。需用費の補正で消耗品費15万円は、隊員の活動に必要な消耗品でございます。燃料費31万5,000円は隊員の使用する自動車の燃料費で、修繕料200万円は離島の居住用住宅2棟分の修繕料でございます。役務費の補正で通信運搬費9万5,000円は自動車の海上輸送費、広告料15万8,000円は隊員の募集広告費で新聞広告料でございます。保険料8万4,000円は、自動車の任意保険料でございます。委託料において地域おこし協力隊員コーディネート委託料101万5,000円の補正は、隊員の活動についてさまざまな面でサポートを行うための事業者との委託料でございます。自動車借り上げ料92万1,000円の補正は、隊員の使用する自動車借り上げ料でございます。研修負担金15万円の補正は隊員の各種資格取得に係る研修負担金で、北海道移住促進協議会負担金5万円は道内で移住、定住活動を促進している団体への負担金で、この団体を通したPR活動なども予定しております。

16ページをお開き願います。13款諸支出金、職員人件費において61万3,000円は隊員の社会保険料で、以上が地域おこし協力隊員関連の予算でございます。

戻りまして、13ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金228万9,000円は、先ほど町長から説明をいたしました税制改正による国保オンラインシステム改修委託料の一般会計繰出金でございます。

14ページをお開き願います。8款土木費、河川管理費において施設等維持管理業務委託料56万5,000円の補正は、本年度から寿4線の羽幌川の河川敷地境界が変更され、北海道の施設のある河川敷地の維持管理について委託されたことからその費用を計上するものであり、この管理費用については全額北海道から交付されることとなります。

同じく港湾管理費において港湾施設整備工事請負費109万2,000円の補正は、焼尻港東浜道路に設置しているガードレールの改修工事で、当初予算で支柱部分の部材を再

利用する見積もりで予算計上しておりましたが、腐食が激しく再利用ができないことから、改めて積算し直し、補正をするものでございます。港湾上屋事業特別会計繰出金890万4,000円の補正は、先ほど町長から説明をいたしました北るもい漁業協同組合に隣接している町有地の整備に伴う一般会計の繰出金でございます。

10款教育費、社会教育費において社会教育関係団体活動支援補助金150万円の補正は、羽幌越中赤坂奴舞保存会の衣装購入について財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成決定があったことから補正するもので、総事業費151万5,600円のうち150万円は助成事業で、残り1万5,600円は保存会の負担となっております。

17ページは給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上で補正の内容についての説明を終わりますが、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第41号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号

○議長（室田憲作君） 日程第15、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認める事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、派遣する議員については案件を勘案し、その都度議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第5号

○議長（室田憲作君） 日程第16、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

### ◎発委第1号

○議長（室田憲作君） 日程第17、発委第1号 羽幌町の地域医療を守る条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

医療問題調査研究特別委員会委員長、磯野直君。

○医療問題調査研究特別委員会委員長（磯野 直君） ただいま上程されました羽幌町の地域医療を守る条例について、提案理由並びに内容説明をさせていただきます。

発委第1号 羽幌町の地域医療を守る条例。

平成25年6月13日提出。

提出者、医療問題調査研究特別委員会委員長、磯野直。

提案理由、全国的に医師不足が問題化する中、本町においても大変深刻な医師不足の状況となっており、このことを地域全体の問題として捉える必要がある。このため、町、町民、医療機関が一体となってよりよい地域医療の確保に取り組み、医師が安心して働くことができる環境の構築を目指すとともに、町民がみずから健康づくりや疾病予防への積極的かつ主体的な取り組みを促進するため、地域医療を守るための基本理念や町、町民、医療関係者の責務等について規定する条例を制定するものである。

条例の内容については、条文を読み上げることで説明にかえさせていただきます。

羽幌町の地域医療を守る条例。

わたしたちは、生まれ、育ち、学び、働き、やがて老後を迎え人生を終える。

わたしたちが、生涯を通して住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要なときに、必要な医療、保健及び福祉サービスを利用できることが重要である。そのためには、町民が安心できる地域医療を守ることが不可欠となっている。

このため、町民と医療機関相互の理解と信頼関係をより深め、医療機関相互の機能分担と業務提携の推進、行政と町民そして医療機関相互の協働によって地域医療を守るとともに、町民が自らの生涯を健康で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することが重要となっており、町民や町民活動団体等による積極的な取組が期待されている。

ここに、将来にわたって町民が良質かつ適切な医療を受けることができる体制を確保するとともに、町民の健康長寿を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本町の地域医療を守り、良好な地域医療体制のもとで町民の健康長寿を推進するための基本理念を表すとともに、町、町民及び医療機関が果たすべき責務等について定めることにより、将来にわたって町民が安心して医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地域医療は、町民が安心して生活していく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、その地域の実情に合った良好な地域医療体制を構築するため、町、町民及び医療機関が一体となり、地域全体で守らなければならない。

2 町民の健康長寿は、良好な地域医療体制のもと、町民自らの健康の維持増進のための努力を基礎として、医療、保健及び福祉の連携により推進されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、町民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、北海道医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づき北海道が策定する医療計画をいう。）を基本として、地域医療を守るための施策を推進する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、町は、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するための施策を総合的に実施する責務を有する。

(町民の責務)

第4条 町民は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる責務を有する。

(1) かかりつけ医（日常的な診療、健康管理等を行う身近な医師をいう。以下同じ。）を持つよう努めること。

(2) 診療時間内にかかりつけ医を受診し、安易な夜間及び休日の受診を控えるよう努めること。

(3) 医師等医療関係者が限られた体制の中で、町民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちを持って受診すること。

2 前項に定めるもののほか、町民は、自らの命と健康を守るため、各種検診等を積極的に利用するとともに、良好な生活環境に留意し、日頃から自己の健康管理に努めるものとする。

(医療機関の責務)

第5条 医療機関は、基本理念に基づき、北海道及び町とともに地域医療体制の充実を図り、並びに医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図る責務を有する。

(町の基本的施策等)

第6条 地域医療を守るための町の基本的施策は、次のとおりとする。

(1) 地域の実情に合った、救急医療体制の整備に努めること。

(2) 北海道、関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、各医療機関及び町民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めること。

(3) 町民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。

2 前項に定めるもののほか、町は、保健、福祉等の健康増進のための施策の充実及び町民、町民活動団体等が行う取組の支援等の総合的な施策の実施に努めるものとする。

3 町長は、前2項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、本条例は医療問題調査研究特別委員会の提出議案であることから、議会の運営に関する基準等により発委第1号として委員長名で議案を提出するものであります。

以上、提案理由並びに内容説明といたします。

○議長(室田憲作君) 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論を省略することとします。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(室田憲作君) お諮りします。

ただいま町長から議案第44号、議案第45号、議案第46号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、議案第45号、議案第46号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第44号

○議長(室田憲作君) 追加日程第1、議案第44号 職員の給与の臨時特例に関する条

例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第44号 職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成25年6月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本町職員の給与の支給額を減額するため、条例を制定しようとするものであります。

制定条例の内容のご説明の前に、これに係る経過と本町での取り組み内容等につきましてあらかじめご説明を申し上げます。国は、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため一般職の職員の給与に関する法律等の特例を定め、平成24年4月から平成26年3月までの2年間、平均で7.8%の減額を実施しております。地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、これを臨時特例法といいます。この規定に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本年7月から来年3月までの9カ月間、国に準じた措置をとるよう国から要請がなされているところであります。具体的には、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数、ラスパイレス指数が100を超えた市町村に対し、この数値を超えた部分の抑制を求めており、本町における指数は103.1となっているため、この部分に相当する給料月額とともにラスパイレス指数には反映されていない期末、勤勉、管理職、特地勤務手当などの減額を本年7月から来年3月までの間、臨時特例的に求めているものであります。

ご承知のとおり、地方公務員の給与は地方公務員法に基づき個々の自治体の条例により決定することとされており、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定するものであり、国が給与削減を求めることは地方自治の趣旨からも逸脱するものであり、ましてやこれを反映した地方交付税の削減は甚だ遺憾であります。しかしながら、現実問題として地方交付税の削減は予算執行上の財源不足を招くこととなり、その影響が住民サービスに及ぶことは絶対に避けなければならないことから、職員の給与の臨時特例措置として本条例を提案させていただきました。本町一般職員の給与減額割合につきましては、給料表1級及び2級の職員が月額給料から一律2.27%、3級から6級までの職員が一律3.77%となっており、先ほどご説明申し上げましたラスパイレス100を超える3.1の抑制のための数値がそれぞれの級の減額率となっております。なお、給料表の級によって減額率が相違するのは国家公務員の減額内容に準拠し、傾斜減額したものであります。

次に、給料以外の各種手当の減額であります。国では先ほど申し上げましたが、期末、勤勉、管理職、特地勤務手当等の減額も求めておりましたが、本町においては今般の減額の基礎となるラスパイレス指数には各種手当が反映されていないことや給料にとどまらず、

手当を含む減額を実施した場合における地域経済の波及への懸念、さらにはいまだ全道市町村間においても国の要請による減額取り組み実施に差が大きいことなどさまざまな要因も十分勘案し、各種手当の減額は実施しないことといたしました。

以上、提案いたしております条例制定に係る考え方を申し上げます。

それでは、引き続き給与条例のご説明をいたします。条例文をごらん願います。職員の給与の臨時特例に関する条例。

第1条、趣旨であります。この条では一般職職員の給与の支給額を特例的に減額するための趣旨を定めております。

第2条、給与条例の特例であります。この条例では第1条で特例期間として定義した平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、本来の給料月額から2級以下の職員が100分の2.27、3級以上の職員が100分の3.77に相当する額を減じる規定をしております。

同条第2項では、退職者に対する退職給の支給においても同様の減額を行う旨を規定しております。

同じく第3項では、給与の減額に係る勤務1時間当たりの額についても同様の減額を行う旨を規定しております。

同じく第4項では、55歳以上で6級の給料表適用者で減額措置を行っている職員に対しても同様の減額を行う旨を規定しております。

次に、第3条、羽幌町職員の育児休業等に関する条例の特例では、育児休業における部分休業の規定の適用を受けるものに対し、第2条と同様の減額を行う旨を規定しております。

次に、第4条、羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例では、介護休暇の規定の適用を受けるものに対し、第2条と同様の減額を行う旨を規定しております。

次に、第5条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の特例では、派遣職員に対する給与の支給において第2条と同様の減額を行う旨を規定しております。

次に、第6条、端数計算では、減ずる額を算定するに当たっての端数の規定であり、国の臨時特例法と同様に1円未満を切り捨てる旨を規定しております。

以上が本条例の内容であります。条文の朗読につきましてはただいまの説明をもってかえさせていただきます。

附則、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（室田憲作君） 追加日程第2、議案第45号 物品購入契約の締結について「除雪用ドーザの購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました議案第45号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

平成25年6月10日、指名競争入札を行った除雪用ドーザ11トン級の購入について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして議会の議決を求めます。

平成25年6月14日提出、羽幌町長。

1、契約の目的は、除雪用ドーザ11トン級、1台購入。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、契約金額は、1,326万1,500円。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町栄町112番地3、有限会社武田車輛工業代表取締役、武田弘樹氏でございます。

なお、現在所有している除雪用ドーザは平成2年11月に購入いたしまして22年を経過しておりますことから、経年劣化による馬力低下が著しく、メーカーの部品確保も難しい状況にあり、更新しようとするものでございます。また、交付金事業の要件としまして現有車両は下取りによるものとされております。財源につきましては、国庫補助金の社会資本総合交付金事業で3分の2を賄い、残額は過疎対策事業債を充てております。

提案理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号

○議長(室田憲作君) 追加日程第3、議案第46号 物品購入契約の締結について「圧雪車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、杉沢敏隆君。

○社会教育課長(杉沢敏隆君) ただいま上程されました議案第46号 物品購入契約の締結について「圧雪車の購入について」、内容、それから提案理由等を説明いたします。

議案第46号 物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結する。

平成25年6月14日提出、羽幌町長。

契約の目的ですが、圧雪車1台の購入でございます。

契約の方法、指名競争入札でございます。

契約の金額につきましては、2,885万4,000円でございます。

契約の相手方、札幌市中央区宮の森4条1丁目3番35号、日本ケーブル株式会社札幌支店執行役員札幌支店長、渡辺忍。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付すものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第46号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） これで本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成25年第3回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後11時25分）